

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 令和7年4月18日（金） 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 報告
日程第3 報告第3号 専決事項の報告について
日程第4 報告第4号 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告について
日程第5 報告第5号 学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程の報告について
日程第6 報告第6号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の勤務に関する規程の一部を改正する規程の報告について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

教 育 長 木 上 晴 之
(教育委員)

教育長職務代理者 加賀爪 毅
委 員 中 筋 斉 子
委 員 小 山 栄 子
委 員 左 聡 一 郎

(出席職員職氏名)

部 長	福 井 康 晴	副 部 長	川 崎 吉 隆
教育総合推進センター長	武 田 義 博	教育総務課長	柯 慈 樹
生涯学習課長	福 山 誠 一	博物館管理課長	家 塚 智 子
学校教育課長	安 留 岳 宣	教育支援課長	井 上 宜 久
学校改革推進課長	吉 川 貴 之	生涯学習課副課長	石 田 忠 義
学校教育課副課長	葛 山 雅	学校改革推進課副課長	平 山 幸 司
学校教育課総括指導主事	一 井 洋 史	学校改革推進課総括指導主事	坂 上 敬 宣

(書記職員職氏名)

教育総務課副課長

亀井明美

教育総務課主事

西村結衣

開 会 (午後5時30分)

○開会宣言 教育長が4月教育委員会定例会議の開会を宣言する。

○日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、中筋委員を指名する。

○日程第2 報告

- (1) 令和7年予算特別委員会について
- (2) 文教・福祉常任委員会(令和7年4月16日)について
- (3) 令和6年度宇治市総合野外活動センターの利用者数について
- (4) 令和6年度宇治市源氏物語ミュージアムの入館者数について
- (5) 令和7年度小中一貫教育の取組について
- (6) 令和6年度情報公開の状況について
- (7) 宇治市教育委員会後援事業について

以上7件を報告する。

(1) 令和7年予算特別委員会について

(総括質疑: 3月25日)

[説 明]

① 大河 直幸 委員

○暮らしを応援する施策について

② 坂本 優子 委員

○不登校対策について

③ 宮本 繁夫 委員

○校則について

④ 西岡 伸子 委員

○ICT教育について

○インクルーシブ教育について

⑤ 稲吉 道夫 委員

○財政運営について

⑥ 金ヶ崎 秀明 委員

○U j i ふれあい教室整備事業費について

(2) 文教・福祉常任委員会（令和7年4月16日）について

[説 明]

① 宇治西小倉学園の整備について

○谷上 晴彦 委員

- ・時間割についてはいつ保護者に知らせるのか。
- ・給食の配送時間についてはどのように考えているのか。
- ・令和8年4月開校となると旧校舎の解体とメイングラウンドの整備が重なり、遊べるグラウンドがなく、騒音など子どもの負担となる。そういったことを不安に感じる保護者の声を聞く準備はあるのか。

○西川 美代子 委員

- ・開校準備委員会の広報誌「巨椋野」やホームページ、Instagram以外に広報の方法はあるのか。
- ・建設工事はスケジュールどおりに進んでいるのか。

○真田 敦史 委員

- ・整備スケジュールを細かく示してもらったが、開校まで1年を切っていることもあるので、これまで以上にスケジュール管理をしっかりと行い、給食センターとあわせて、しっかりと準備を進めてもらいたい。
- ・開校準備委員会でこういった議論をされ、どの程度進み、あと何回程度実施される予定か。
- ・小中一貫教育の12年間の検証をどのように生かしていくのか。また、教育内容などについては、いつ保護者に説明するのか。
- ・統廃合に伴う学校関係団体等との調整については、しっかりと議論を積み上げられるようにしてもらいたい。

○宮本 繁夫 委員

- ・通学路についての検討状況はどうなっているのか。
- ・給食車両の通行時の安全確保についてはどうなっているのか。
- ・給食については、自校での調理でなくなるのは、にしおぐら小学校だけとなる。センター給食でも他の小学校と献立は同じになると聞いたが、中学校はどうなるのか。
- ・予算委員会の現地視察で宇治西小倉学園の建設現場を見学した。中庭が思った以上に狭く感じたが、季節や時間帯によっては直射日光があたらない時間帯があるのではないのか。
- ・特別支援学級の教室は小学校の推計上、足りなくなるのではないのか。

- ・説明会は市教委として決まったことだけを説明する場なのか。

② (仮称) 西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事(電気工事)の変更契約に係る専決処分の報告について

[説 明]

○渡辺 浩司 委員

- ・インフレスライド以外の増加要因はあったのか。
- ・工事費が増加したのであれば、国の補助金なども増えるのか。あるいは増やしてもらうべきではないか。

○西川 美代子 委員

- ・報告内容の増えた要因以外にどういった費用が増えたのか。

○谷上 晴彦 委員

- ・3/28に契約をしたのであれば、議会最終日に報告できたのではないか。

○宮本 繁夫 委員

- ・昨年度は残土の量も多く、設計変更も必要であったが、年度末に変更の議案が出された以前に、議会へ報告できるタイミングがあったのではないか。

[質 疑] なし

(3) 令和6年度宇治市総合野外活動センターの利用者数について

[説 明]

宿泊・日帰り別について、宿泊は、前年度と比較して0.4%減少し30,335人、日帰りは11.6%増加し66,533人、合計は7.5%増加し96,868人となった。

直近5年間の利用者数年計については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年・3年度の2か年で大きく減少したものの、令和4年度以降については回復してきており、令和6年度の利用者実績は新型コロナウイルス感染症拡大前の水準まで回復してきている。

オープン時からの利用者数累計については、令和6年度末で2,223,703人である。

[質 疑] なし

(4) 令和6年度宇治市源氏物語ミュージアム入館者数について

[説 明]

令和6年度の有料ゾーン入館者数は、218,601人、無料ゾーンのみご利用の入館者を含めた総入館者数は、265,653人、平成10年11月の開館からの累計は、292,793人となった。

直近5年間の入館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響があり、落ち込んだが、宇治市が取り組んだ紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクト、そして、大河ドラマの影響等もあり、令和6年度は、開館以来の最多の入館者数となった。今年度について、入館者数が減少するのはやむを得ないかとは思いますが、緩やかな曲線で落ち着くように努める。

[質 疑]

[委 員] 含無料ゾーンの入館者数から、有料ゾーンのみ入館者数を引くと、無料ゾーンの入館者数になるということか。

[事務局] そのとおりである。

[委 員] そうすると、大半が有料ゾーンを利用されているということか。

[事務局] 大半が有料ゾーンを利用されているが、カフェのみのご利用や、図書室のみをご覧になれる方もいる。スタンプラリーの際は、お手洗いのみのご利用もある。

[委 員] そういった利用もカウントされているのか。

[事務局] エントランスにカウンターがあり、エントランスを通るとカウントされる。

(5) 令和7年度の小中一貫教育の取組について

[説 明]

はじめに「令和6年度の小中一貫教育の取組到達状況」について説明する。

(1) 9年間を見通した子どもの育ちと学びのつながりについては、小中の教職員が一堂に集まり、授業参観を含む、合同研修会や研究部会を各ブロックで開催した。令和6年度は、児童生徒の状況や変容を把握し、その要因を考えたり取組の効果を検証したりすることを大切に、各ブロックで、合同研修会等において、京都府学力・学習状況調査等による結果分析の交流や学習課題の共有、身に付けさせたい力の明確化等が行われ、児童生徒の学力課題の改善に向けた教育活動が展開された。

(2) 連続性のある子ども理解と生徒指導については、様々な体験活動・児童生徒交流活動が各ブロックで実施された。特に、「小学校6年生の中学校体験入学」は全てのブロックで中学校に集まって行われ、「授業体験」や「部活動体験・見学」など、各ブロックで工夫して実施された。また、子ども理解については、各ブロックの運営組織体制に、生徒指導や児童生徒理解、特別支援教育や教育相談などの部を設け、合同研修会等の際に部会を開催するほか、定期的に連絡を取り合い、児童生徒の実態や状況について交流・共有して、日々の指導や支援が進められた。

(3) 指導や支援に磨きがかかる教職員の連携と協働については、運営組織体制の見直し等を行いながら、ブロック内の校長会やコーディネーター会で充実した協議が行われ、円滑な推進が図られた。また、各ブロックでは、学力課題や生徒指導、特別支援教育への教職員の対応・指導力の向上を目指し、テーマを決めて合同研修会等が

行われた。

(4)家庭・学校・地域でつくる育ちの輪につきましては、「小中合同の地域懇談会」「地域行事への児童生徒の参加」「地域防災の拠点としての学校」「地域と生徒のふれあい懇談会」「地域ボランティアの学習支援」「地域ボランティア・PTA・生徒・教職員合同で企画したイベントの実施」など、地域の実態に応じた家庭・学校・地域の取組が各中学校ブロックにおいて広く行われた。また、各ブロックで小中一貫だよりを発行し、取組の内容等を発信した。しかし、取組への理解が進んでいない状況が見られることから、情報の発信の考え方や方法の検討を進める必要があると考えている。

次に、令和7年度小中一貫教育の到達目標について説明する。

(1)「9年間を見通した子どもの育ちと学びのつながり」では、

- ・「子どもにとって、より良い育ちの場をつくる」
- ・「より良い学びとなるよう、子ども自身に見通しをもたせた教育活動を行う」を目標に、

- 「効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン」に基づく、学力調査の結果分析、児童生徒の学力課題の把握・共有
- 市・府学力調査結果から、児童生徒の学力の伸びを分析・確認
- 児童生徒の学力課題改善に向けた授業改善
- 小中学校間での交流や授業などでのICTの活用、タブレット端末の効果的な活用
- 小学校・中学校での授業参観・公開授業を含む合同授業研究等

を具体的な取り組みとしている。

宇治市児童生徒の学力については一番の課題と考えており、(1)「9年間を見通した子どもの育ちと学びのつながり」を重点としている。特に「子どもの育ちと学び」につなげる授業改善に関して、「アクションプランセカンドステージ」に基づく「目標設定シート」、「教育研究員制度」等を活用し、より具体的で有効な取組になるよう、支援・確認をしっかりと行っていく。

(2)「連続性のある子ども理解と生徒指導」では、

- ・「児童生徒を小中の教職員が相互に理解し、共通の姿勢で指導する」
- ・「切れ目のない支援で子どもの育ちを支える」

を目標に、

- 児童生徒理解や支援に関わる部会の定期的な開催
- 小・中学校間の丁寧な引継ぎと一貫した指導・支援・対応
- 「総会」「合同研修会」でのブロックの児童生徒の実態交流や「各校の授業参観」の実施
- 就学前施設を含む地域の関係機関との連携

を具体的な取り組みとしている。

(3)「指導や支援に磨きがかかる教職員の連携と協働」では、

- ・「組織的に取り組む」
- ・「ブロックの教職員の実践力を向上させる」

を目標に、

- 「ブロック校長会」「コーディネーター会議」等を定期的に開催
- 9年間の教育目標や課題を明確にした「ジョイントプラン」を策定
- 「小中合同研究」「授業参観（研究授業）」の開催
- 課題解決に向けた具体的な研究・研修
- 市全体での「ラーニングコーディネーター会議」の定期的な開催

を具体的な取り組みとしている。

- (4)「家庭・学校・地域でつくる育ちの輪」では、
- ・「地域、保護者とともに子どもの育ちを支える」
 - ・「地域が軸となり、小中学校、児童生徒をつなぐ」

を目標に、

- 「家庭学習の手引き」等の作成・活用
- 「小中一貫だより」の発行「ホームページ」の活用
- 「アンケート」等の実施・活用
- 積極的なブロックの取組への参加・参観等の案内

を具体的な取り組みとしている。

このような達成目標を示し、令和7年度の小中一貫教育を進めたいと考えている。
また、本年度は、引き続き宇治黄檗学園及び宇治西小倉学園開校準備の流れを踏まえ、平成24年からの小中一貫教育12年間を総合的に振り返り、成果と課題について検証等を行っていく。

[質 疑] なし

(6) 令和6年度情報公開の状況について

[説 明]

令和6年度の教育委員会への情報公開請求は全部で15件であった。公開の分類としては、全部公開が11件、部分公開が4件となっている。

昨年度は、教科書採択に関する請求が8件あり半数を占めている。

また、部分公開については、宇治市情報公開条例第6条第2号及び第3号の規定によるもので、個人・法人の氏名・印影などは公開していない。

なお、本件に係る不服申し立てなどはなかった。

[質 疑]

[委 員] 情報公開された情報は、その後どのような使われ方するのか。

[事務局] それぞれ、申請をされる目的というものはあるが、実際には請求の段階ではそのようなことは、特に問いかけていない。やりとりの中で知っている

場合はある。

[委員] では、その情報公開をされたものを見てなにか情報が分かったらそれでいいという請求ということか。

[事務局] そのとおりである。例えば、資料の一番上にある工事関係の件では、業者が入札の後に、今後の積算の参考にするため、情報公開制度を活用されていると考えられ、それぞれの案件によってさまざまな使われ方がされている。

(7) 宇治市教育委員会後援事業について

[説明]

TEAM 学防災が、お茶と宇治のまち歴史公園で5月24日に開催する「第4回 KYOTO 学防災 in 宇治市」のほか5件、計6件の事業について後援を承認した。

[質疑] なし

○日程第3 報告第3号 専決事項の報告について

[説明]

まず、専決第3号「宇治市教育委員会職員の任免について」であるが、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第2号の規定により、定期人事異動に伴う、宇治市教育委員会職員の管理職以外の任免について、専決処分をした。

次に、専決4号「宇治市少年補導委員の解嘱について」並びに専決5号「宇治市少年補導委員の委嘱について」について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により、専決処分を行った。

少年補導委員については、青少年の非行防止を目的に、日々補導活動・社会環境浄化活動を推進してもらう。今回、逝去による1名の解嘱及び4月1日付けで2名の追加委嘱を行ったことから、少年補導委員は104名となっている。

次に、専決第6号「宇治市学校運営協議会委員の任命について」について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により、専決処分をおこなった。

学校運営協議会委員については、各校の学校運営協議会で「育てたい子ども像」、「目指すべき教育」のビジョンを保護者や地域と学校が共有し、目標の実現に向けた熟議を行っていただいている。

なお、委嘱した委員は、合計256名であり、全員を4月1日付けで委嘱するものである。

[質疑] なし

○日程第4 報告第4号 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告につ

いて

[説 明]

報告第4号「行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告について」について説明をする。

本改正は、令和7年度の行政組織の変更に伴い、「宇治市立小・中学校教材審議委員会規程」、「宇治市教育委員会事務決裁規程」及び「センター長等の掌理する事務を定める規程」以上3つの規程について、所要の改正を行ったものである。

まず、「宇治市立小・中学校教材審議委員会規程」であるが、「教育支援センター」から「教育総合推進センター」への名称変更に伴い所要の改正を行った。

次に、「宇治市教育委員会事務決裁規程」では、「教育総合推進センター」への名称変更に加え、「ひがしうじ幼稚園」の設置に伴う、主幹の配置や担当課長の廃止による決裁区分の削除等について、所要の改正を行った。

次に、「センター長等の掌理する事務を定める規程」では、同じく「教育総合推進センター」への名称変更、「ひがしうじ幼稚園」の設置に伴う、市長部局との併任も含めた管理職員の配置のほか、教育総務課に総括指導主事を配置することに伴う、所要の改正を行った。

なお、本規定は、令和7年4月1日から施行している。

[質 疑] なし

○日程第5 報告第5号 学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程の報告について

[説 明]

本改正は、京都府の「職員の給与等に関する条例」の一部改正に伴い、本規程に所要の改正を行ったものである。

資料のうち、新旧対照表にある通り、京都府の「職員の給与等に関する条例」における改正内容としては、第12条扶養親族の届出等を削除し、第11条扶養手当において、第12条で削除した扶養親族の届出等を、人事委員会規則で規定するものである。

この改正に伴い、本市の「学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程」の第2条第2号中のアにある「及び第12条」を削除するものである。

なお、改正後の本規程は令和7年4月1日から施行している。

[質 疑] なし

○日程第6 報告第6号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の報告について

[説 明]

本改正は、京都府立学校職員服務規程の一部が改正されたことにより改正するもので、インフルエンザ等による学校等の臨時休業により子の世話をを行うことを特別休暇の取得事由として整備するためのものである。

小学３年生までの子の通う学校が臨時休業する場合等が特別休暇として規定され、その説明として、真ん中の列に、一部を含めインフルエンザ等による臨時休業や台風等による休校のために子の世話をを行う場合として規定されている。

なお、改正後の本規程は令和７年４月１日から施行している。

[質 疑] なし

○閉会宣言 教育長が４月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 （午後 ６時 ０６分）